

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	養育医療の看護又は移送の給付の決定		
根拠法令名	大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）	（条項） 第6条	
基準法令名		（条項）	
所 管 部 署	こども未来部こども総合支援局母子保健課 管理助成係		
標準処理期間	1 5 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【大津市未熟児養育医療給付実施要領】 ・ 掲載図書等【】 ・ 内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 [養育医療の看護又は移送の給付の決定に係る審査基準] 養育医療の看護又は移送の給付の決定に係る審査基準は、大津市未熟児養育医療給付実施要領第7条第2項第1号及び第2号に定めるとおりとする。 大津市未熟児養育医療給付実施要領（関係部分抜粋） （医療の給付） 第7条 医療の給付は、現物給付によることを原則とし、やむを得ない事情がある場合にのみ現物給付に代えて、その費用を支給するものとする。 2 法第20条第3項に規定する給付の範囲のうち看護及び移送の給付の取扱いについては、次によるものとする。 (1) 付添看護は、真にやむを得ない事情により付添看護料を支給する場合は、真にやむを得ない事情のある場合に限り支給するものとする。 (2) 移送は、医師が特に必要と認めた場合に承認するものとし、その額は必要とする最小限の実費とする。 なお、移送に際し、付添いの必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給して差し支えないものとする。 (3) 移送費等の支給申請 ア 細則第6条第1項の承認を受けるときは、その事実についての指定養育医療機関の医師の証明書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて細則第6条第2項に定める看護・移送承認申請書（細則別記様式8）を大津市長に提出するものとする。 イ 前記アの申請書を受理した場合は、内容を審査の上、支給の適否を決定し、申請人等関係先へ文書で通知するものとする。			

参 考

〔根拠法令〕 大津市母子保健法施行細則

(看護又は移送の給付)

第 6 条 未熟児の保護者は、法第 20 条第 3 項第 4 号及び第 5 号に掲げる養育医療の給付を受けようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由によりあらかじめ承認を受けることができなかった場合には、その理由を付して事後において承認を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、看護・移送承認申請書(様式第 7 号)により行わなければならない。

〔参考法令〕 母子保健法

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 移送

4～7 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。